

丹波市婚活おせっかいマスター募集要項

結婚を希望する独身の方々が円滑に結婚できるよう、良きおせっかい焼きとなって出会いから成婚までの支援（以下「結婚相談支援業務」という。）をしていただく、丹波市婚活おせっかいマスター（以下「婚活おせっかいマスター」という。）を募集します。

1 募集対象

次の要件をすべて満たす方。

- (1) 丹波市に住民票がある20歳以上の方であること
- (2) ボランティアで結婚を希望する者及びその家族を支援する活動を行えること
- (3) 営利や宗教などの目的で活動しないこと
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員等に該当していないこと
- (5) 本人及び同一の世帯構成員に市税等の滞納がないこと

2 活動内容

次の活動を行っていただきます。

- (1) 独身男女及びその家族への出会いや結婚に関する相談や助言等
- (2) 独身男女の出会いの場の提供
- (3) 研修会、意見交換会等への参加
- (4) 1か月ごとの活動報告書を提出
- (5) その他、結婚を望む人を支援する活動

3 応募方法

婚活おせっかいマスター登録申請書（様式第1号）と誓約書（様式第2号）に必要事項を記入押印の上、本人確認書類（運転免許証、健康保険証等の写し）を添えて丹波市役所福祉部社会福祉課、各支所市民福祉係へ提出してください。

4 婚活おせっかいマスター登録認定

申込受付後、書類の確認を行い、婚活おせっかいマスター認定研修会のご案内を送付します。

研修会を受講された方を、婚活おせっかいマスターとして登録認定いたします。

5 取消規定

次の行為があった場合は、認定の取り消しなどを行います。

- (1) 上記1 募集対象の要件に反する行為があったと認められる場合
- (2) 誓約書の記載事項に反した場合、又は虚偽の申告等が判明した場合
- (3) 上記に関わらず、社会的信用を損なう恐れがある等、婚活おせっかいマスターとして不適切であると認められる場合

6 留意事項

- (1) おせっかいマスターとして認定された場合、同意をいただいた場合には、氏名とお住まいの地域（番地は非公開）を市ホームページや広報たんばなどで公開させていただきます。
- (2) 活動上知り得た個人情報を適正な管理を行い、相談者本人の承諾を得ずに公表したり、本活動以外に利用したりすることはできません。また、個人の権利利益を侵害することないように努めてください。